

日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務（損害担保）（新規）

【平成20年度概算決定額（日本政策金融公庫出資金）：
168,000（0）千円】

対策のポイント

日本政策金融公庫は、内外の金融秩序の混乱又は大規模災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融に対して、民間金融機関（指定金融機関）の危機に関する業務が適切かつ円滑に行われるよう措置します。

（背景）

- 日本政策金融公庫の直接融資だけでは対応出来ない危機に関する金融については、民間金融機関（指定金融機関）からの円滑な融資が必要とされます。このため、危機の際、日本政策金融公庫が指定金融機関に対して信用供与を行う必要があります。

政策目標

農業者への経営支援の条件整備

< 内容 >

平成20年10月に設立される日本政策金融公庫から、危機に対処するために必要な金融について、民間金融機関（指定金融機関）に対し、

低利貸付等の資金供給（貸付）

リスクの一部補てん（損害担保）

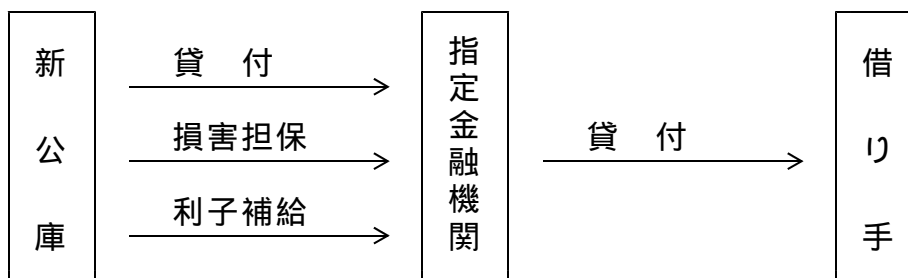
低利な資金供給のための利子補給（利子補給）

の業務を行い、危機（BSE、鳥インフルエンザの発生等）の際でも、民間金融機関（指定金融機関）から必要な資金が円滑に融通されるよう支援を行います。

1 融資機関

指定金融機関（㈱政策投資銀行、㈱商工組合中央金庫、市中銀行等）

2 危機対応円滑化業務



[担当課：経営局金融調整課（03 - 3502 - 7248）]